

解答用紙

2022年10月4日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題 1

設問 1	A	(ア)	B	(カ)	C	(サ)	D	(ス)
	E	(ツ)	F	(ナ)	G	(フ)	H	(ホ)

設問 2	A	(ア)	B	(ク)	C	(コ)	D	(ソ)
	E	(チ)	F	(ネ)	G	(ノ)		

設問 3	A	(イ)	B	(カ)	C	(サ)	D	(ス)
	E	(テ)	F	(ネ)	G	(ハ)	H	(ミ)

設問 4	A	(キ)	B	(ア)	C	(ス)	D	(セ)
	E	(テ)	F	(ニ)	G	(フ)		

※CDは順不同

設問 5	A	(ウ)	B	(ウ)	C	(キ)	D	(ケ)
	E	(ソ)	F	(ト)				

設問 6	A	(ウ)	B	(キ)	C	(シ)	D	(セ)
	E	(チ)	F	(ナ)				

設問 7	A	(イ)	B	(カ)	C	(ケ)	D	(セ)
	E	(テ)	F	(ネ)				

設問 8	A	(イ)	B	(キ)				
------	---	-----	---	-----	--	--	--	--

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題 2

設問 1	A	2.0万円
	B	各月拠出
	C	1.2万円
	D	国民年金基金連合会

設問 2	○2024年12月1日以後を適用日として企業型DC規約のうち確定拠出年金法第3条	
	第3項第7号に掲げる事項を変更する規約変更を行った場合、経過措置は終了する。	
	○また、他制度に加入する者に係る事業主掛金（企業型年金加入者掛金を拠出する場合は、	
	企業型年金加入者掛金を含む。）について、旧制度の拠出限度額である月額2.75万円を	
	超えて拠出しようとする場合（新制度を適用する場合）も規約変更が必要で、その場合も経過措置は終了する。	

設問 3	以下の①～③のうち2つを記載。	
	①	増加する実施事業所の加入者に対して、引き続き従前と同じ企業型DC規約又はDB規約を適用すること
	②	経過措置の終了事由である事業主掛金の変更・給付設計の変更に該当しないこと
	③	実施事業所の統合に伴い、同一の実施事業所内において新制度の適用対象となるグループが存在しないこと（経過措置は企業型DC規約ごとに事業所単位で管理するため、同一の実施事業所内で新制度と旧制度が混在することは不可）

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題 3

設問 1	① 積立金
	② おおむね100年間
	③ 財政検証
	④ 賃金、物価

設問 2	・ 年金額改定の仕組みによる影響
	<p>2004年改正の年金額改定ルールは、名目賃金の伸びがマイナス、かつ、物価>賃金の場合は、年金額は賃金ではなく物価で改定となる一方、保険料水準は、厚生年金は賃金に連動、国民年金も定額ではあるが賃金の動向に応じて変動する。このため、報酬比例年金では賃金が下がると保険料水準・給付額の双方が減少するのに対し、基礎年金は定額給付であるため、賃金下がって保険料水準が減少しても給付額の減少は生じない。したがって、賃金が物価を下回ったことによる財政影響は基礎年金がより強く受けることとなり、基礎年金の給付水準調整期間が長期化することとなった。</p>
	・ 基礎年金拠出金の負担構造に伴う影響
	<p>国民年金勘定と厚生年金勘定とを区分し、それぞれで積立金を持ち財政均衡を図る仕組みとなっているため、双方から基礎年金拠出金を被保険者の人数割で拠出し、給付を賄う現行の仕組みにおいて、財政力が相対的に弱い国民年金勘定の積立金が不足し、基礎年金のマクロ経済スライドによる調整が長期化する。</p>

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題 4

設問 1	A 零
	B 一・〇
	C 前回の財政計算で用いた基礎率
	D 当該事業年度の最低積立基準額

設問 2	積立金の額が積立上限額を超える場合の掛金の控除方法には、以下の2通りの方法がある。
	① 前詰方式
	当該事業年度の末日において積立金の額が積立上限額を上回った額のうち未だ控除して
	いない額に、当該未だ控除していない額に係る当該事業年度の末日から控除する日までの
	期間に応ずる利子に相当する額（以下、利子相当額）を加算した額又は控除前の掛金の額
	のいずれか小さい額を控除する方法。なお、利子相当額の計算に用いる利率は、当該事業
	年度の末日における下限予定利率。
	② 元利均等方式
	控除を開始するときから当該事業年度の翌々事業年度の末日までの期間において、積立
	金の額が積立上限額を上回った額と当該上回った額に係る利子相当額の合計額を掛金の額
から均等に控除する場合の額又は控除前の掛金の額のいずれか小さい額を控除する方法。	
なお、利子相当額の計算に用いる利率は、当該事業年度の末日における下限予定利率。	

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題5 (1枚目)

設問1	・再計算後の別途積立金は700…① (金額単位は百万円、以下同様)
	・N+1年度末の責任準備金
	=給付現価－掛金収入現価－追加拠出可能額現価
	=数理債務+財政悪化リスク相当額－特別掛金収入現価－Min(Max(財政悪化リスク相当額+別途積立金－リスク充足額, 0), 財政悪化リスク相当額)
	=9,600+500－400－Min(Max(500+700－リスク充足額, 0), 500)
	=9,600 (∵リスク充足額=10,300+400－9,600=1,100)
	⇒N+1年度末の別途積立金=10,300－9,600=700…②
	・同様に、N+2年度末の責任準備金
	=9,400+500－300－Min(Max(500+700－リスク充足額, 0), 500)
	=9,100 (∵リスク充足額=9,600+300－9,400=500)
	⇒N+2年度末の別途積立金=9,600－9,100=500…③
	①②からN+1年度の当年度剰余金(不足金)は0、②③からN+2年度の当年度不足金は200

設問2	リスク充足額は、財政悪化リスク相当額導入前の財政運営における別途積立金に相当するもので、実質的な財政上の累積剰余を表している。よってその変動額は実質的な当年度の剰余不足(差損益)を表す。
	前期末(再計算後)のリスク充足額は別途積立金と等しく、 $10,000 - (9,800 - 500) = 700$ であり、N+1年度末のリスク充足額は、 $10,300 + 400 - 9,600 = 1,100$ であるため、N+1年度は年金財政上400のプラスが発生した年度だったと言える。
	一方、当年度剰余金は設問1のとおり0となっている。
	これは、現在の財政運営のルールでは、リスク充足額(1,100)のうち、前年の別途積立金(700)を上回る部分(400)が財政悪化リスク相当額(500)の範囲にある時は、当該額は別途積立金には計上されない仕組みとなっているためである。
	(実質的な剰余不足を表す「リスク充足額の変動額」と貸借対照表上の剰余不足である「当年度剰余金(不足金)」について違いがわかるような説明がされていればよい。)

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題5 (2枚目)

設問3	N+1年度末のリスク充足額は、 $10,300 + 400 - 9,600 = 1,100$ であり、
	N+2年度末のリスク充足額は、 $9,600 + 300 - 9,400 = 500$ であるため、N+2年度
	は年金財政上600のマイナスが発生した年度だったと言える。
	一方、当年度不足金は設問1のとおり200となっている。
	これは、前年のリスク充足額 (1,100) のうち、別途積立金に計上されていない部分が
	400あり、その額を超えてリスク充足額が減少した分 ($600 - 400 = 200$) が当年度不足金
	として表れたためである。
	(実質的な剰余不足を表す「リスク充足額の変動額」と貸借対照表上の剰余不足である
	「当年度剰余金 (不足金)」について違いがわかるような説明がされていればよい。)

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題 6

設問 1	○定額法による場合の費用処理年数の短縮
	未認識数理計算上の差異の期首残高は「短縮後の平均残存勤務期間－既経過期間」
	にわたって費用処理する。なお、「短縮後の平均残存勤務期間－既経過期間」がゼロ
	またはマイナスとなる場合は、当期に残高のすべてを一括して費用処理する。
	○定率法による場合の費用処理年数の短縮
	未認識数理計算上の差異の期首残高に、短縮後の費用処理年数に基づく定率を
	乗じた額を費用処理する。
	○費用処理年数の延長
	定額法による場合及び定率法による場合ともに、未認識数理計算上の差異の期首
	残高については、変更前の平均残存勤務期間に基づく費用処理年数を継続して適用
し、変更後の費用処理年数は当年度発生の数理計算上の差異から適用する。	

設問 2	・退職給付債務
	・年金財政計算における数理債務の額から、年金財政計算における未償却過去勤務
	債務を控除した額
	・年金財政計算における数理債務の額
	・掛金累計額
	・年金財政計算における資産分割の額

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題 7 (1 枚目)

社会保障審議会企業年金・個人年金部会において、企業年金・個人年金制度の将来像の検討として挙げられている「穴埋め型」について、所見を述べる問題である。

解答にあたっては、確定給付企業年金、企業型確定拠出年金、個人型確定拠出年金の制度の相違点、特徴などを整理し「穴埋め型」の導入の是非について、知識の列挙にとどまらず自分なりの所見が述べられていけばよい。

各制度の相違点、特徴などの記載のみにとどまり「穴埋め型」に関して言及がない又は、ほとんど言及がなされていない答案が散見された。

また、問題文に記載された「穴埋め型」の仕組みをそのまま記載しただけで、自分の意見が記載されていない答案も見られた。問題文に記載された仕組みを踏まえた、自分の考えを所見として述べることを期待する。

以下、各制度の相違点、特徴及び「穴埋め型」導入の是非に関する論点の例示である。
他の論点・観点での解答であっても論理構成が正しく、妥当な内容であれば得点を与えている。

■各制度の相違点、特徴に関する論点（例）

確定給付企業年金（DB）

- ・掛金の拠出限度額や年齢到達前の中途引き出しなどの制限がない。
- ・事業主拠出は、拠出時非課税、運用収益非課税、給付時課税。（掛金は全額損金算入）
- ・従業員拠出は、生命保険料控除の対象であり、拠出時課税、運用時非課税、給付時非課税。

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題7 (2枚目)

企業型確定拠出年金 (企業型DC)

- ・ 掛金の拠出限度額があり、年齢到達前の中途引き出しに厳しい制限がある。
- ・ 事業主拠出は、拠出時非課税、運用収益非課税、給付時課税。(掛金は全額損金算入)
- ・ 従業員拠出は、小規模企業共済等掛金控除の対象であり、拠出時非課税、運用収益非課税、給付時課税。

個人型確定拠出年金 (iDeCo)

- ・ 企業型DCと同様に、掛金の拠出限度額があり、年齢到達前の中途引き出しに厳しい制限がある。
- ・ 企業年金の加入状況等によって拠出限度額が異なる。
- ・ 原則として従業員拠出であり、拠出時非課税、運用収益非課税、給付時課税。
(拠出時は、小規模企業共済等掛金控除の対象)

DB、企業型DC、iDeCoにおける運用時の特別法人税の課税は凍結中。

■ 「穴埋め型」導入を是とする論点 (例)

- ・ DBには拠出限度額がなく、企業型DC、iDeCoには拠出限度額がある。全国民に共通の非課税枠を設定することで、税制上の公平性が一層担保できるのではないか。
- ・ 若年時において年功序列的な給与体系、経済的な余裕がない等の理由から老後への備えが十分にできないことも考えられるため、使い残し枠の翌年度以降の繰り越しを活用することで、経済的な余裕ができたときに掛金を拠出できる仕組みは老後の備えの促進に繋がるのではないか。
- ・ 各人の働き方、勤め先の企業の退職給付制度の差異等による非課税拠出枠に差がなくなるため、多様化する就労形態に即した仕組みとなるのではないか。

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題 7 (3 枚目)

■ 「穴埋め型」 導入を非とする、又は慎重な検討が必要となる論点 (例)

- ・ 各企業年金制度の特徴等が異なるため、共通の枠組みとすることで各種企業年金間の調整、経過措置の検討など、複雑な仕組みとなる懸念があるのではないか。
- ・ DBには拠出限度額がないが、共通の非課税枠の仕組みを導入することで、DB実施の制約に繋がる懸念があり、DBの普及・拡大の観点から慎重な検討が必要ではないか。
- ・ 高所得者優遇の仕組みとなり、税制上の公平性が担保されない懸念があるのではないか。

■ その他の論点 (例)

- ・ DBの拠出額の評価額として、2024年12月から導入される他制度掛金相当額を用いることの妥当性はあるか。
- ・ 普及のためには、国民に分かりやすい仕組みとする必要があるのではないか。
- ・ 全国民に非課税拠出枠を設定するのであれば、国民の金融リテラシー向上のために金融教育の一層の充実が必要ではないか。